

第8回県央地域の救急医療の在り方に関する検討会 次第

日 時 平成20年4月30日（水）午後7時15分
場 所 三条市役所第二庁舎 1階 101会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 規約の改正について

(2) 施設整備について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

3 閉 会

県央地域の救急医療の在り方に関する検討会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会の名称は、県央地域の救急医療の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）とする。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査検討を行う。

- （1）一次救急医療施設の整備及び運営に関すること。
- （2）医療機関及び消防機関の相互連携に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、県央二次保健医療圏域及び見附市内の医師会会員のうち、各医師会が選任した者をもって充てる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 会議に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会議を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため会議に出席できない委員については、同一の医師会に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（オブザーバー）

第8条 会長は、関係行政機関の長若しくは職員等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて意見を述べるることができる。

（庶務）

第9条 検討会の庶務は、三条市医師会事務局において処理する。

2 三条市は、三条市医師会事務局が行う検討会事務を補助する。

（その他事項）

第10条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成19年4月23日から施行する。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

県央地域の救急医療の在り方に関する検討会規約（現行）

（名 称）

第1条 本会の名称は、県央地域の救急医療の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）とする。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査検討を行う。

- （1）一次救急医療施設の整備及び運営に関すること。
- （2）医療機関及び消防機関の相互連携に関すること。

（組 織）

第3条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

（委 員）

第4条 委員は、県央二次保健医療圏域内の医師会会員のうち、各医師会が選任した者をもって充てる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 会議に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会議を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため会議に出席できない委員については、同一の医師会に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（オブザーバー）

第8条 会長は、関係行政機関の長若しくは職員等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて意見を述べるることができる。

（庶務）

第9条 検討会の庶務は、三条市医師会事務局において処理する。

2 三条市は、三条市医師会事務局が行う検討会事務を補助する。

（その他事項）

第10条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

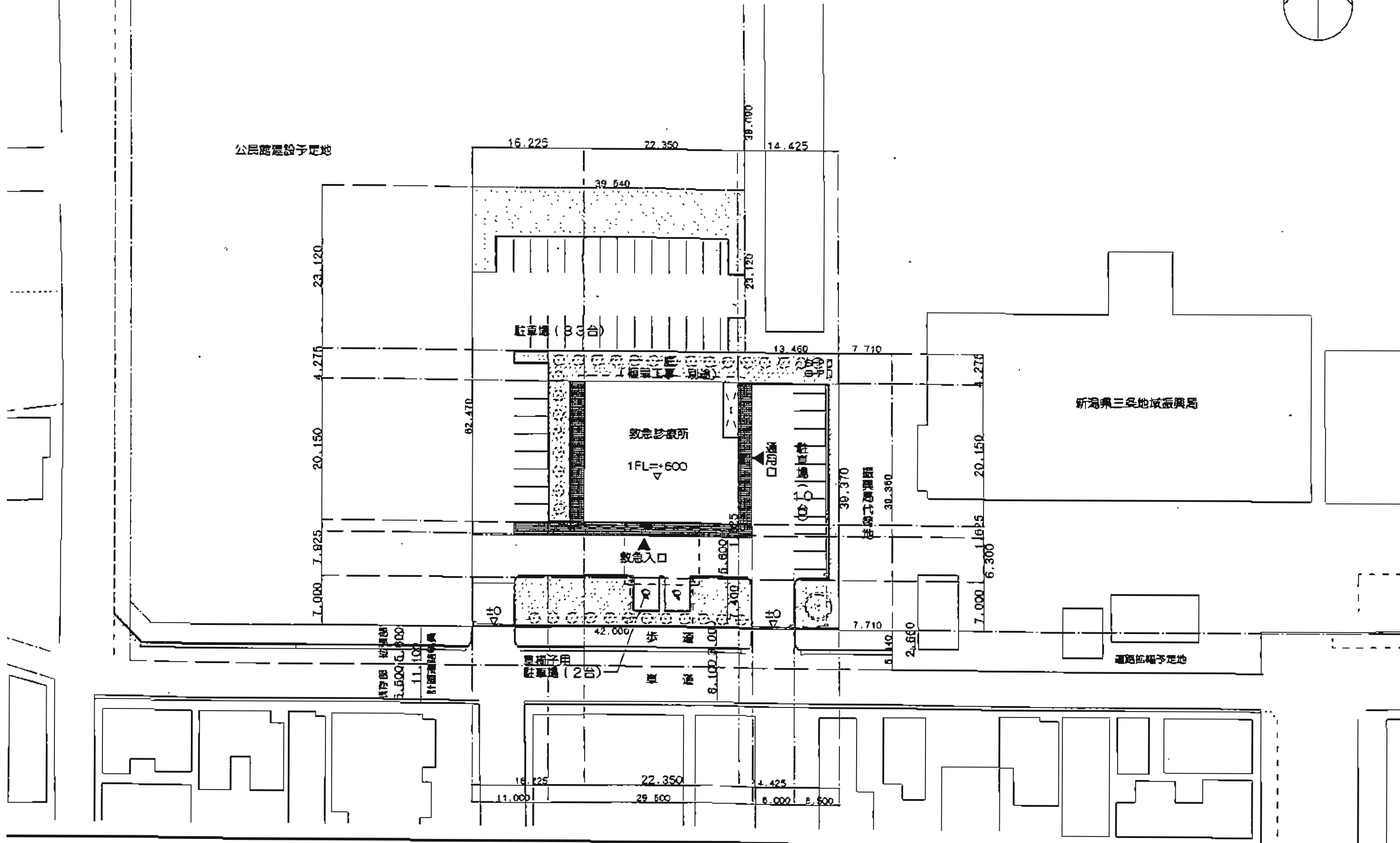
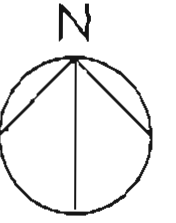
この規約は、平成19年4月23日から施行する。

(仮称) 県央地域救急診療所建設整備スケジュール (案)

年 月	施 設 整 備	開 設 準 備
20年 4月	○建設用地無償借受申請 (三条市) ○実施設計委託 委託先：株式会社 長建設計事務所 ○地盤調査委託 委託先：株式会社新研基礎コンサルタント	
5月	○設計協議・調整	
6月	○建築確認申請 ○地元住民説明	
7月	○工事入札・着工 (竣工：平成21年2月) ○工事監理委託	☆建設資金借入
8月		☆建設資金借入
9月		
10月	○医療機器入札 ○什器・備品類入札	●看護師・事務員募集 (市町村 広報など)
11月		☆建設資金借入 ●看護師・事務員採用決定 ●従事薬剤師・レントゲン技師 決定
12月		●各医師会参加医師確認 ●新診療所運営体制決定 ●新診療所運営予算決定
21年 1月		
2月	○工事竣工	●施設引渡し
3月		☆建設資金借入 ●医療機器及び什器・備品類納 入 ●開設準備 (運営試行) ●現診療所廃止・新診療所開設 届出
4月		◎開設 (4月1日)

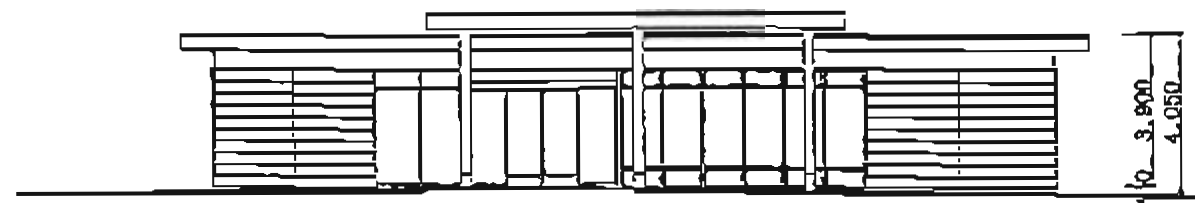
* 開設までの課題の対応においては、県及び関係市町村等関係機関と連携を図るものとする。

(仮称) 県央地域救急診療所建設整備 (概要)

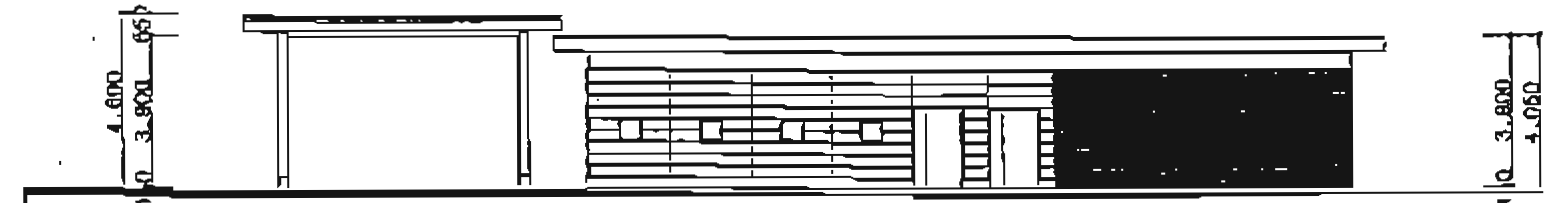


(仮称) 県央地域救急診療所 配置図

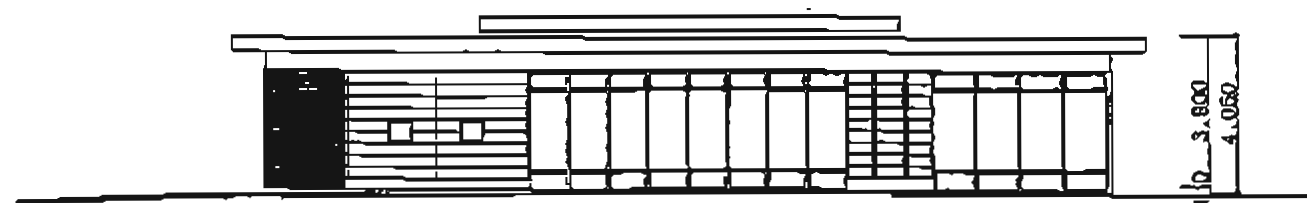
S=1:500



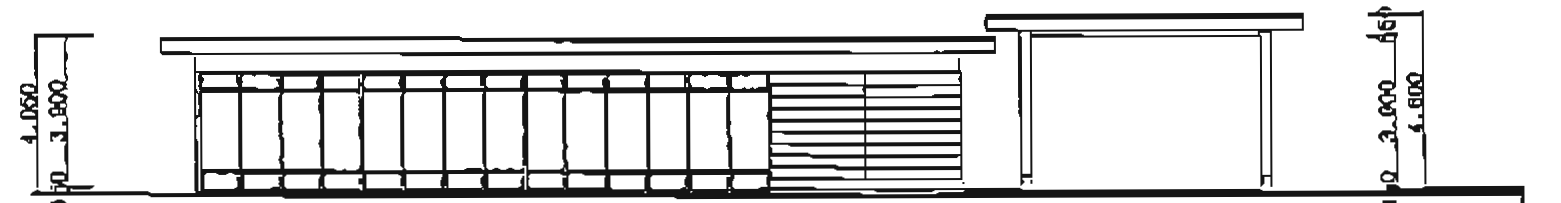
南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

県央地域の救急医療の在り方に関する検討会スケジュール（案）

年 月	主な検討課題
平成20年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○検討会規約改正及び委員再任 ○施設整備 ○新診療所開設までの今後のスケジュール
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○一次・二次救急医療の在り方（検討会内） （新診療所の機能及び病院・消防との連携） ○工事入札 （方法・期日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○一次・二次救急医療の在り方（病院・消防） （病院・消防との連携・協力体制）
7月	
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器・什器・備品類入札（内容・方法・期日） ○看護師・事務員募集（人数等）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○新診療所運営体制 （参加医師数、雇用看護師数等の運営体制） ○新診療所運営予算
11月	
12月	
平成21年 1月	
2月	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○新診療所視察 （運営準備・試行）
4月	☆診療所開設

*各検討会においては、随時、検討課題等の進捗状況を報告する。